

30209

教科書文庫

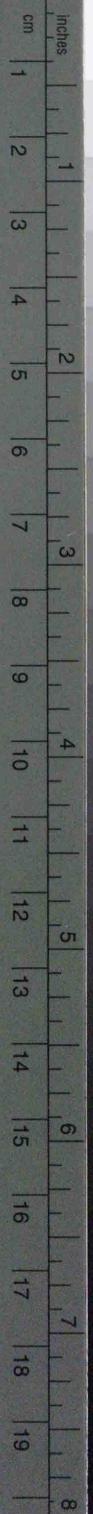
3
810
32-1900
2000
302683

Kodak Gray Scale

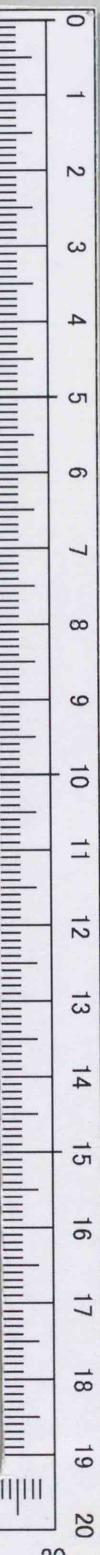
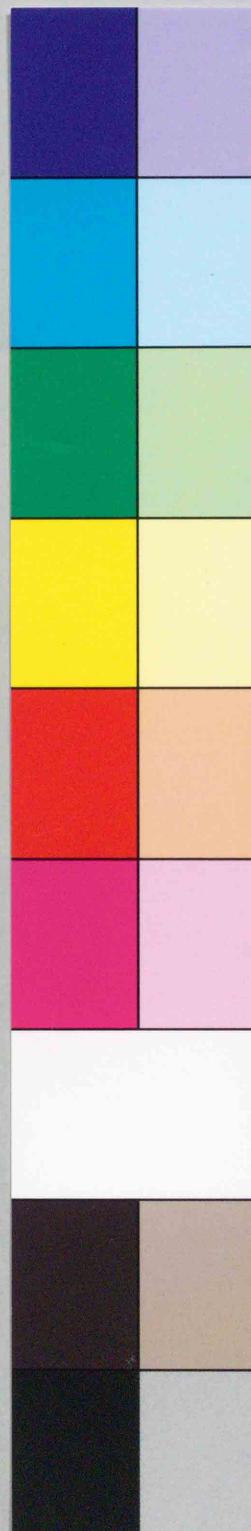
C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



高
等
二
學
讀
本
卷
四



395.9

N417

明治三十三年十月一日文部省立齊天書院
高等小学校生徒用讀書科

伯爵副島種臣閑
伯爵東久世通禧閑
澤之助編

高
等
小
學
讀
本

國光社藏版



高等小學讀本卷之四

目次

- | | |
|-------------|-----|
| 第一課 忠孝 | 五 |
| 第二課 楠正行 (一) | 三十七 |
| 第三課 楠正行 (二) | 十一 |
| 第四課 學制 | 十五 |
| 第五課 家事經濟 | 十七 |
| 第六課 勞動 | 二十 |

第七課 思慮 二十一

第八課 弱武者 二十四

第九課 加藤清正 二十九

第十課 海外の日本町 三十三

第十一課 洋流 三十六

第十二課 水產 三十八

第十三課 軍艦 四十一

第十四課 赤間關 四十五

第十五課 吉田松陰 四十七

第十六課 合衆國 五十一

第十七課 外交 五十四

第十八課 明治維新 五十七

第十九課 租稅 六十

第二十一課 兵制 六十三

第二十二課 黃海の戰 六十八

第二十二課 軍人への勅諭(二) 七十一

第二十三課 軍人への勅諭(二) 七十九

第二十四課 軍人への勅諭(三) 八十五

第二十五課 草一もと

九十一



高等小學讀本卷之四

文園寒冬伯爵朝東久世通禧
大膳學士齋伯爵副嶋種臣著
忠孝第一課忠孝
忠孝の道ハ、皇國の精華にして、その美しき
ことは、朝日に匂ふ櫻花の如く、その潔きこ
とは、富士山巔につもれる白雪の如し。

わが富皇室ハ、我等臣民の大宗家にましませば、君に仕へ奉るも、親に事ふるも、その趣異なることなく、忠は即孝、孝は即忠なり。

我等家居平常には、一家和合して、產業を始め、祖先の祭祀、父母の孝養、急なきは、これ、君の大御心を體する所以にして、即忠義に外ならず。又、國家多難の時には、身を致して、君に奉じ、只管忠義の行を勵むハ、これ、父母祖

先の志をつぐ所以にして、これに過ぎたる孝行なかるべし。

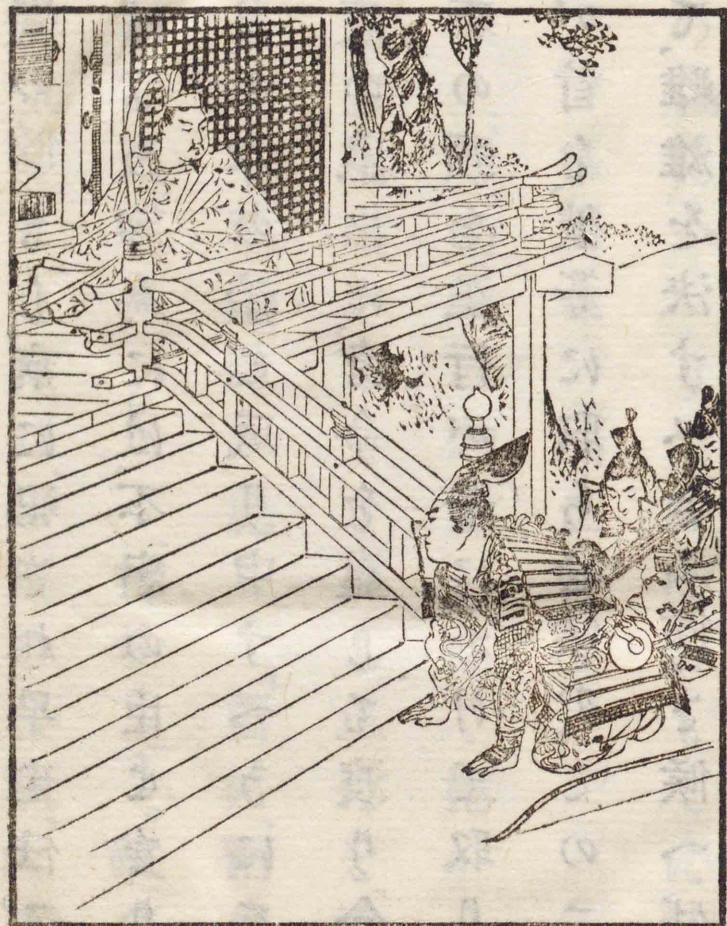
この忠孝一致の美風は、實に、宇内萬邦に類あることなし。

第二課 楠正行(二)

足利尊氏、高師直、師泰をして、六萬に餘る大軍を率ゐて、吉野宮を犯さしむ。楠正行、之を聞きて、必死を覺悟し、弟正時を

始め、一族を率ゐて、正平二年十二月二十七日、吉野の皇居に詣り、四條中納言隆資卿によりて、御暇乞を申しけるは、父正成、微力を以て、大敵を挫き、先皇の大御心を慰め奉りしに、程なく、世の中、再亂れ、終に、攝州湊川にて、討死仕り候ひぬ。臣、其の時、十一歳。遺命によりて、河内に歸り、生き残りたる一族を扶持して、年月をかさね候。今、正行、正時、兄弟

已に、壯年に及び候ひぬるに、此の度、手を碎



き、合戦仕
り候はず
ば、且は、亡
父の遺言
に違ひ、且
は、武門の
恥辱とも

覺候。もし、病に犯され、早世仕る事候ひなば、君の御爲には、不忠の臣となり、父の爲には、不孝の子と成り申すべきにて候間、此の度の戦には、身命を盡して渡り合ひ、師直、師泰の頭を、正行が手にかけて取り候か。正行が首を、彼等に取らせ候か。この二つの中にて、雌雄を決すべき候。さ候へば、今生にて、今一度、龍顏を拜し奉らんと、かくは參内仕

りて候」と申しもあへず、はら／＼と、涙は、鎧の袖にかかりて、誠心おもてに顯れけり。

萬葉傳説第三課 捕正行(ニ)

主上、乃、南殿の御簾を、高く捲かせ給ひて、居並ぶ諸卒をみそなはし、正行を、近く召したまひて、龍顏、殊ふ麗しく、嚮に、兩度の戦に勝ちしは、返すぐとも、神妙なり。敵、今、勢を盡して上るときけば、今度の合戦、天下の安危た

るべし。然れども、朕、汝を、股肱と頼めば、汝、慎んで、命を全うすべし』と宣ひけるに、正行、頭を、地につけたる儘、兎角の御答も申し得ず、之を、最後の參内と思ひ定めて退出す。

かくて、一族百四十三人と共に、先皇の御廟に詣でて、御暇申し奉り、如意輪堂の壁板に、各、姓名を書き連ね、簇にて、其の奥に、

かへらじとかねて思一ば梓弓

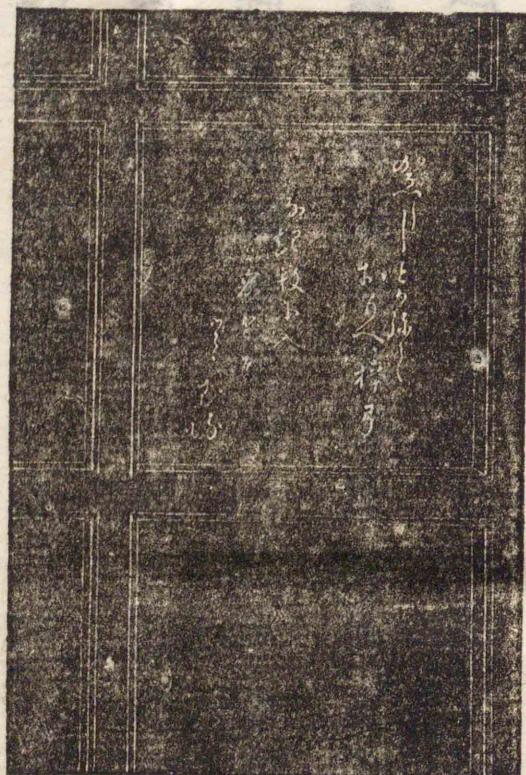
なき數にいる名をぞとゝむる

と、一首の歌を書きとへめ、直に、吉野を立ち出でて、四條畷へぞ向ひける。

同じき三年正

月二十八日、正

行、僅に、三百騎の手勢を率ゐて、雲霞の如き



敵兵の中に斫つて入り、師直目がけて突き進めり。

賊兵は、師直を討たせじと、折り重りて打ち懸るを、物ともせず、縱横無盡に斫りまくり、殆、師直を獲んとしたり。されど、數十度の合戦に、數多の箭をも射かけられ、痛手に疲れ果てければ、今は、是迄なりと、弟正時と刺し違へて、潔く、戦死をぞ遂げにける。

第四課 學制

徃昔ハ、學校ノ制、今ト同ジカラズ、教育ヲ受クルモノモ、概、士分以上ナリキ。維新ノ後、新ニ學制ヲ定メラレ、人民ノ子弟ハ、貴賤トナク、皆、學校ニ入ルコト、ナレリ。

凡、子弟、滿六歳トナレバ、必、尋常小學校ニ入りテ、教育ヲ受ケ、之ヲ卒フレバ、更ニ、高等小學校ニ入ル。

尚進ミテ、一層高キ教育ヲ受クル者ノタメニハ、中學校、高等學校等ノ設アリ。又、帝國大學アリテ、政治、法律、文學、醫術、理化、農工等ノ學ヲ專攻セシム。其ノ他、商工業、美術、音樂等、各種ノ學校アリ。又、教育ニ從事セントスル者ノ爲ニ、師範學校、高等師範學校等アリ。此ノ外、女子ノ爲ニ設ケタル學校モアリ、盲啞ヲ教フル爲ニ建テタル學校モアルナリ。

此ノ如ク、我ガ國ノ學制ハ、能ク整ヒテ、文運、日ニ月ニ進歩セリ。

第五課 家事經濟

家を保つ道ハ、勤と儉との二つにあり。勤むるハ、是、財祿を得る本なり。儉約なれば、財を失はずして、永く、家産を保つを得べし。

飲食、衣服、家居、器物などは、我が身の分より軽くするが、程合なるべし。身上にかなへり

と思ふハ、既に、分に過ぎたるなり。只、親を養ふは、本に報ゆる道なれば、我が身を忘れても盡すべく、人を救ふには、分に隨ひ、力を盡して助くべし。

家を、よく保つと、保たざるとは、夫の徳、不徳にも因れど、亦、妻の行の善惡にも因れり。慎みて奢らず、舅、姑、夫に従ひて、我儘ならず、専心を、家事に用ひて怠らざるは、婦人の徳な

り。此の如くして、始めて、家を保つを得べし。

財祿には、限あれども、私欲は、限なし。限なき欲に任せなば、必、財盡きて困窮すべし。されば、一家の經濟を保ちて、身の榮達を欲する人は、私欲を抑へて、能く、儉約を行ひ、苦勞を忍びて、よく、家業を勉むべし。

(家道訓參照)

文法　來トイフ動詞ハ、こ、ぎ、く、くる、くれ、こト變化シ、其ノ狀、下ニ段活用ニ似テ異ナリ。之ヲ、加行變格ノ動詞トイフ。

第六課 勞働

人は、健全なる四肢五體を享けて生れ出でたるものなれば、常に、之を働かしめて、生を營み、身の健康をも保ちて、幸福を全くせざるべからず。

世には、祖先の餘澤によりて、安樂に生活するを得る者多し。かかる人々も、之に甘んぜずして、手足を働かしむることは、決して忘

るまじきことなり。安逸に耽る者は、疾病多くして、生命短し。之に反して、勞働を怠らざる者は、健康にして、命長し。されば、健康と長壽とは、勞働によりて享け得べき褒賞にして、多病短命は、貴重な



る身體手足を働かせざる罰とや謂ふべからん。他人を使役して、自當らず、手を拱きて逸居するを、貴きことに思ひ、手足を勞するを、賤しきものと思ふは、道理に違へり。飽暖逸居して、面色蒼白きものよりは、終日勞働して、血色うるはしき人こそ貴けれ。

第七課 思慮

熟思審處は、智者のする事にして、後悔なき

道なり。かねて、その事あるべしと知りたることは、先、其の事を行ふべき様を思ひ量りて、究めれくべし。事に臨みて、とやせん、かくやせんとはかるは、遅くして、事に及ばず。すべて、思慮は、かねてより定むべし。又、はからざる不慮に出で来る事も多し。此の時に臨みても、つく／＼と思ひ、つまびらかにはかるべし。あるひは、智ある人、其の事を知れ

る人に問ふべし。あわてゝ、我が心一つにて、にはかに、其の事を決定すれば、必過多し。後悔すとも、益なし。いそがはしく決定すれば、必あやまる。

(五常訓)

第八課 弱武者

今ハ、昔、心弱クテ、人ニハ、猛ク見セント思フ
武士アリキ。或日、朝早ダ、他ヘ行クコトアリ
ケレバ、其ノ妻、未明ヨリ起キ出デテ、食物調

ヘシトテ、臺所エ出デケリ。サルニ、有明ノ月

サシ入リテ映レ
ル己ガ影トモ知
ラズ、夫ノ側ニ逃
ゲ來テ、耳ニ就キ
テサ、ヤキケル
ハ、彼處ニ、髪ヲ、オ
下口ニ亂シテ、此



方ニ來ントスル童アリ。速ニ出デテ逐ヒ給
ヘトイフ。

夫、聽キテ、ソレハ、何者ニカ、大方、盜人ナラン。
憎キ奴カナ。首ウチ落シテクレント、太刀抜
キモチテ出デケルニ、見レバ、童ニハアラデ、
太刀ヲ拔キタル男ナレバ、コハカナハジト
逃ゲ歸リ、妻ニ向ヒテ、ソナタハ、武士ノ妻ナ
ルニ、傭々、心弱キ者カナ。臺所ニ居ルハ、童ニ

ハアラデ、髪亂シタル男ノ、太刀抜キ持チテ
立テルナリ。サレドモ、此ノ男、臆病者ト見エ
テ、吾ヲ畏レ、持チタル太刀ヲ落スバカリニ
ワナ、ケリ。吾ハ、今、他ヘ行クナレバ、疵ヲ被
ルモ、由ナシ。女ヲバ、ヨモ斬ラジ。行キテ逐ヒ
出ダスベシトイヒテ、夜具引き被リテウチ
臥シタリ。

妻ハ、アキレテ、サテモ、言甲斐ナキコトカナ。

カクテモ、弓矢ヲ取りテ奉公シ給フニヤ。イ
デ、吾行キテ見ントテ立チ出デケルニ、側ニ
アリタル紙障子、夫ノ臥シタル上ニ倒レヌ。
夫、盜人來タリトテ、聲ヲ揚ゲテワメキケレ
バ、妻笑ヒテ、障子ヲ起シ、盜人ハ、ハヤ出デ去
レリ。コハ、障子ノ倒レタルナリトイフ。
其ノ時、夫、夜具ノ間ヨリ透シ見ルニ、夜既ニ
明ケ、盜人モナケレバ、サテ居直リテ、衣服ヲ

着換ヘ、膝ヲ立テ直シ、イキマキテ、彼ノ男、吾
ヲ懼レテ、逃グルテダテニ、紙障子ヲ倒シカ
ケテ去リケルヨナ。今少時アランニハ、必搦
メ捕ヘンモノヲ、逃ガシ、コソ口惜シケレ
ト、聲アラ、カニ罵リキトゾ。(今昔物語ニ據ル)

第九課本 加藤清正小西吾昌著 す
加藤清正は、豊臣太閤に仕へて、智勇すぐれ
名將なり。

朝鮮征伐の時、咸鏡道の安邊に、年を越し、
に明主の使者といふもの來て、清正を欺き
ていはく、日本勢の總大將小西行長ハ、すで
に、明の大軍四十萬騎に破られて討死した
れば、朝鮮に殘れるもの、今は、たゞ、清正のみ
なり。されど、清正、慈悲深く、捷正しくて、斜な
き者を殺さずと聞きて、明主の御感斜なら
ず。依りて、其の虜とせる朝鮮の王子兄弟を、

我が方に還さば、船を與へて、本國に歸るを
得しめん。もし猶豫せば、大兵をさしむけて、
一舉に攻め滅ぼすべしといへり。

清正、その使を、鄭重に饗應し、さて、威儀を正
して答へけるは、朝鮮王子の儀は、本國の許
を得ずしては、其の方へ渡すこと相成らず。
行長は、よし敗れたりとも、この清正は、恐る
ることなし。其の方の本國より、四十萬騎の

大軍攻め來るとも、この大山を越すハ、一日に、一萬人には過ぎじ。日毎に、一萬人づつを殺さば、四十日にしてつくすべし。やがて、直に、明に入りて、四百餘州を、悉攻め取り、明主をも生捕りて連れ歸らんと言ひしかば、使者驚き、舌を捲きて立ち去りけり。

清正ハ、かく剛勇なりしが上に、思慮深くして、何事をも疎にせざりき。朝鮮引揚の時、十

里四方には、敵一人もあらざりしに、兵卒に、物具を着け、鐵砲を持ち、火繩に、火をつけしめ、之を、眞先に立て、非常を戒めきといふ。

第十課　海外の日本町

其後、行続之は、毎沙は仕後般、海寧設立度候、私事尚マ、ニラふ着以来在留の同志と相謀り、専海南高會設立に盡力致居候る所安らき下段也。

所業内の如く當地ハ四季の別ふく季候熱
くに味肥え農產豐に於て煙草砂糖藍等の
產出夥しく我が新領地臺灣とは一海峽を
隔て居多のみよて交通の便も尠からざり故
又日本郵船會社よて定期航海を開き是以
來我が國民の移住をるものを次第に多く
お察申候

三百年前慶長元和の時代は我が國武勇

の人士相競ひて南洋
に乘出し南洋のみよ
ても三千人程度居役
居候て身分ある者ハ
馬より槍を立てゝ
通行し風俗言語等
本國の邊に設居候
てゆき勢よかりし



由支及後今日以後も再交通を盛ヨリ第一
に日か町を設け度希望小有之後仰許ふて
も何分のほ助勢を成す度懇望罷在後敬具

文法 住ぬ、死ぬトイフ動詞ハ、其ノ語尾、な、に、ぬ、
ぬる、ぬれ、ねト變化シ、四段、上二段、下二段
活用ニ似テ異ナリ。之ヲ、奈行變格トイフ。

第十一課 洋流

洋流には、溫度高きもあり。低きもあり。我が
國の近海にて、暖なるは、南の方より來り、琉

球の東南を經、九州に到りて分れ、本流ハ、東
に進み、犬吠崎の沖より、更に、又、東に流れ、支
流は、九州の西より、日本海に入る。之を、暖流
とも、黒潮ともいふ。

其の冷なるは、北の方より來り、北海道、及、本
州の東岸に沿ひて、南に流れ、犬吠崎の近傍
に到る。之を、寒流とも、親潮とも稱す。この寒
流、別に分れて、日本海に入るもあり。

洋流にハ、かく、寒暖の別あるによりて、寒流に近き地方ハ、隨ひて寒く、暖流に近き地方ハ、自然に暖なり。

この洋流ハ、獨、氣候の寒暖を和ぐるのみならず、種々の魚類をも伴ふが故に、我が近海にハ、南北より、種々の魚類集り來りて、その、豊富なること、他に、比類なし。

第十二課 水產

我ガ國沿海ノ產物ハ、洋流ノ區域ニ從ヒテ、概、二種ニ分レタリ。暖流ノ過グル處ニ產スルモノハ、玳瑁、蠣、龜、鮫、鰹、鯧、鯖、鯷、鯉、珊瑚ナドノ類ニシテ、寒流ノ通ズル處ヨリハ、臘虎、海豹、腽肭、躄、鮭、鱈、昆布等ヲ出ダス。又、鯨ノ如ク、到ル處ニ產スルモアリ。

鯨獵ニ有名ナルハ、肥前ノ五嶋ヲ第一ト之紀州熊野沖、之ニ次グ。

鮓、鮎、鱈等ハ、季節ヲ定メテ、北海道ノ沿岸ニ集リ、鰯、秋光魚ノ類モ、亦時ヲ定メテ、犬吠崎附近ニ群集ス。鮎、鱈等ハ、鹽引トシテ、之ヲ諸方ニ送リ、鮓、鰯ハ、食料トシ、又、肥料トス。此ノ外、鯛ハ、瀬戸内海ノモノ名高ク、越前ノ海粟、廣島ノ牡蠣、土佐ノ珊瑚、琉球ノ玳瑁、小笠原嶋ノ鱗、蠵龜等、亦有名ナリ。

臘虎及、臘肭臍等ノ海獸ハ、多ク、千嶋近海ニ集ル。臘虎ハ、毛皮、極メテ美シク、一頭ニシテ、數百金ニ價スルモノアリテ、遠洋漁業ノ中、最、收益ノ大ナルモノナリ。

又、我ガ水產物ノ中ニハ、鰯、昆布、寒天、乾鮑、海參、干蝦等アリテ、共ニ、支那貿易ノ重要品ナリ。

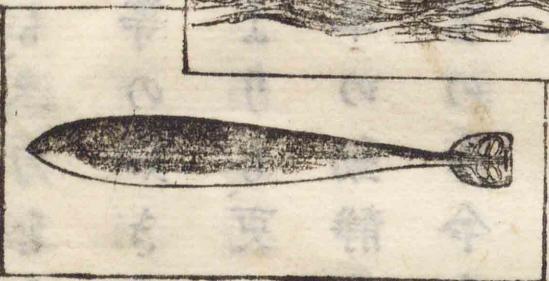
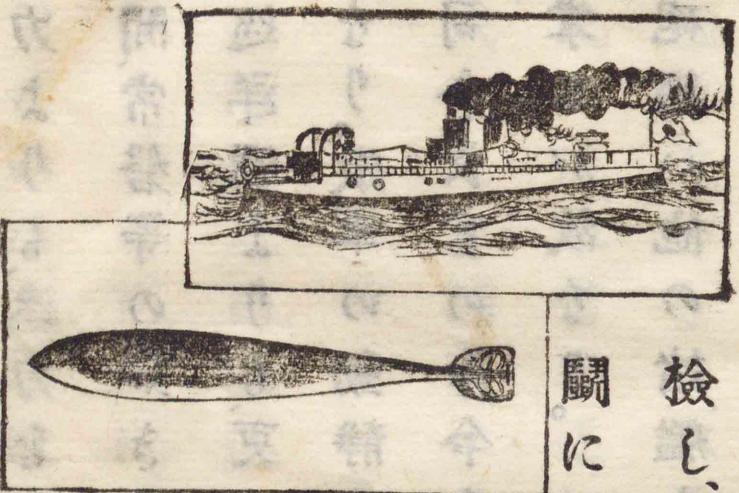
軍艦ハ、任務によりて、構造を異にし、戰鬪艦、

第十三課 軍艦

海防艦、巡洋艦等の區別あり。戦闘艦は、敵艦、及、敵の砲臺を破壊せんが爲に、巨大なる大砲を備へ、鋼鐵板を裝ひて、防禦に備ふ。構造、最堅牢にして、艦體壯大なり。我が軍艦富士、八嶋、敷島、朝日の如き、是なり。

海防艦ハ、海岸を護り、敵を防ぐを以て、任務とし、攻擊力、防禦力、共に、戦闘艦に亞ぐ。松島、橋立、及、嚴島艦の如きは、此の種に屬す。

戦時に、敵の運送船を捕へ、中立國の商船を檢し、或は、他の諸艦と同じく、戦闘に從事し、平時には、海外にある、我が國の臣民、並に、商船等を保護し、或ハ、沿海を警備する等、職務多きを、巡洋艦とす。此の種に屬するものハ、攻防の二



力よりも、速力を主とす。吉野、高千穂、浪速、淺間、常磐等の如きもの、是なり。

巡洋艦よりも、更に、速力を要するは、報知艦なり。敵軍の動靜を窺ひて、之を報知し、艦隊司令長官の命令を、諸艦に通ずること等を掌るが故なり。

砲艦ハ、他の諸艦よりハ、小形にして、大艦の運動に便ならざる處に使用す。又、形體、最小

にして、速力のすぐれたるは、水雷艇なり。敵艦に近づきて、水雷を發射するを、任務とする。此の他、水雷驅逐艇は、敵の水雷艇を破壊し、或ハ、之を捕獲するに要するなり。

第十四課 赤間關

山陽道と西海道との間を、赤間關の海峽といふ。この兩岸に、港あり。西海道にあるを、門司といひ、山陽道にあるを、赤間關といふ。

兩岸の要所には、堅固なる砲臺を設けて、守備嚴重なり。又、數箇所の燈明臺あり。

赤間關は、又、馬關とも稱す。港内、帆檣林立て、市街、頗繁華なり。此の地、古來、外國との關係多きを以て、名あり。文久三年、長州藩、攘夷の詔を奉じ、馬關の砲臺を修めて、外國船を砲擊せしかば、英吉利、法朗西、亞米利加、和蘭等の軍艦、十八艘、聯合して、砲臺を攻撃せり。

長藩の士應戰して、敵艦に、多くの損傷を蒙らしめしかども、其の勢、敵せずして、終に、和を講じたりき。又、近く、明治二十七八年の戰役に、我が全權大臣、清使李鴻章と、此處に會見して、平和條約を締結せり。

第十五課 吉田松陰

吉田松陰ハ、長州ノ人ナリ。和漢ノ學ニ通ジ、兵法ニ精シク、殊ニ、忠孝ノ心厚カリキ。

當時、米國ノ使節、始メテ、我ガ國ニ來リテ、通商ヲ求メシニ、上下、其ノ處置ニ苦ミキ。松陰大ニ之ヲ憂ヘ、外國ニ赴キテ、其ノ事情ヲ詳ニセントシタリ。

會、露西亞ノ軍艦、長崎ニ來泊シケレバ、之ニ投ジテ渡航セント欲シテ累サズ。後、米國ノ軍艦、下田ニ來リシ時、機失フベカラズト、漁船ニ乗リ、艦ニ就キテ、其ノ意ヲ通ゼシカド

モ、許サレズシテ送リ還サル。幕府、之ヲ罪シテ、獄ニ下シ、更ニ、本藩ニ送リテ禁錮セリ。

後、幕府、肆ニ、五國ト、條約ヲ結ビシカバ、松陰、大ニ憤リ、朝廷ニ上書シテ、幕府ノ專横ヲ痛論セシニ、復、獄ニ繫ガ



レ、遂ニ斬ニ處セラル。時ニ年三十ナリキ。
初、松陰、自宅ニ禁錮セラレシ時、藩ノ許ヲ得
テ、子弟ヲ教導セリ。ソノ塾ヲ、松下村塾トイ
フ。人ヲ誨フルコト、懇誠忠實ニシテ、師弟ノ
間、親子、兄弟ニ異ナラズ。艱難、相扶ケ、歡樂、相
與ニシ、門人ト共ニ、米ヲ搗キツヽ、書ヲ講ズ
ルコトモアリキ。

松陰、自塾ニ榜シテ、萬巻ノ書ヲ讀ムニアラ

ズバ、安ンゾ、千秋ノ人ト爲ルヲ得シ。一己ノ
勞ヲ輕ンズルニアラズバ、安ンゾ、兆民ノ安
キヲ致スヲ得シトイヘリ。年僅ニ三十二シ
テ、命ヲ失ヒシカドモ、門人等、其ノ志ヲ繼ギ
テ、遂ニヨク、維新ノ鴻業ヲ翼賛シ奉レリ。

文法 詳ニせんノセトイフ動詞ハ、せ、し、す、する、
すれ、せよト活キ、其ノ狀、下二段活用ニ似
テ異ナリ。之ヲ、佐行變格トイフ。

第十六課 合衆國

亞米利加合衆國は、四十餘州より成立し、國土廣くして、人民多く、種々の物産に富めり。殊に、多く、穀物を產出し、歐洲人の食は、大半、此の國より輸出す。又、石油、麥粉等、我が國に輸入するもの多く、器械、鐵材、綿布、毛布等の製造、其の名、世界に著し。

鐵道の布設、全國に遍くして、交通、甚便利なり。且、將來、パナマ、ニカラグワの運河開通せ

んには、東西二洋の航路を連絡するを得て、太平洋岸の貿易、繁盛に赴き、殊に、我が國との通商は、益、頻繁となるに至らん。

嘉永年間、使節を遣して、貿易を求めしは、即、此の國なり。現今、我が國より、多く、茶、生絲、羽二重、及、雜貨等を輸入す。又、邦人の居留するものも、益増加し、西海岸のシヤトルふは、日本郵船會社の支店あり、サンフランシスコ、

ニユートヨーク等には、正金銀行の支店ありて、交通貿易の便利を圖れり。

ニ 座第十七課 外交
朝鮮、支那等は、我が國に近ければ、古昔より、互に、交通往來せり。

戰國の末に、葡萄牙人、始めて來航して、貿易を開き、尋いで、和蘭、西班牙等の商船、續々、九州に來りて、通商を營めり。

徳川家光の時、外舶の來航を嚴禁し、獨、和蘭と支那とに、長崎にて、貿易するを許し、又、朝鮮には、對馬にて、通商するを許したり。

其の後、二百餘年間、殆、鎖國のさまなりしに、



四十餘年前、歐米各國と、通商條約を締結し、外交、漸繁くなれり。

條約國の中、朝鮮、支那、暹羅は、亞細亞にあり。北米合衆國、墨其西哥、巴西、秘露等は、亞米利加にあり。英吉利、法朗西、獨逸、露西亞、以太利、墺地利、匈牙利、西班牙、葡萄牙、瑞西、和蘭、白耳、義、丁抹、瑞典、那威、土耳其は、歐羅巴にあり。條約國は、互に、其の國民の、往來居留する者

を保護し、其の首府に、公使を駐在せしむ。又、商業地に、領事を置きて、通商の便を圖れり。

第十八課 明治維新

源賴朝、幕府を、鎌倉に開きしより、武門、久しう、兵馬の權を執りしに、徳川の末に至りて、歐米諸國、幕府に迫りて、開港を求め、物論沸騰して、内外多事なりしかば、時の將軍徳川慶喜、終に、軍職を辭するに至れり。

是に於いて、今上天皇陛下、維新の政を施き給ひ、從來の官職を廢して、總裁、議定、參與の三職を置き、天下の大政を任じ給へり。

尋いで、年號を改めて明治とし、皇居を東京に奠め給ひ、更めて、大臣參議を置き、新に、官省を設けて、大に、皇基を振起し給ひ、明治四年には、諸藩を廢して、郡縣の制を立て、五年徵兵令を發して、陸海軍を興し、親しく、兵馬

の大權を總べ給へり。尋いで、學制を發布して、大中小の學校を設けしめ給ひしかば、教育盛になりて、文學技藝、日に月に興れり。又、殖產興業を勧め、鐵道を敷き、郵便、電信等を設けて、交通の便利を圖り、外國貿易を勵まして、大に、通商を奨めしめ給へり。

後、地方自治の制を立て、明治二十二年には、畏くも、帝國憲法を發布せさせ給ひて、二十

三年より、帝國議會を開かしめ給へり。又、諸種の法律を發布せしめ給ひしかば、完全の裁判行はれ、警察の制確立して、臣民皆、生命財產を、益、安全に保つを得るに至れり。近時、條約を改正して、外國人の雜居を許し、等しく、皇澤に浴せしめ給へり。

第十九課 稟貌

天皇陛下ハ、國家ノ安寧ヲ保チ、臣民ノ福祉

ヲ全ウセシメ給ハシガ爲ニ、稟貌ノ法ヲ設ケシメ給へリ。

田畠、山林、宅地等ヲ有スル者ハ、毎年、地價ニ應ジタル地租ヲ、政府ニ納ム。又、一年、三百圓以上ノ所得アル者ハ、額ニ應ジテ、所得稅ヲ納メ、商工業ヲ營ム者ハ、營業稅ヲ納メ、酒、醬油ヲ造ル者ハ、酒稅、醬油稅ヲ納メ、輸出入品ヨリハ、關稅ヲ納ム。是等ハ、國家ノ費用ニ充

ツルモノニシテ、之ヲ、國税トイフ。

又、各府縣ノ費用ヲ辨ズルニ、府縣稅トイフモノアリ。コハ、其ノ地方人民ノ地租、戸數等ニ割リ當タル地租割、戸數割、及、雜種稅等ナリ。

市町村ノ道路ヲ修繕シ、橋梁ヲ架シ、堤防ヲ築キ、水道ヲ設ケ、下水ヲ浚ヒ、傳染病ヲ防ギ、火災ヲ救ヒ、子弟ヲ教育スル等ノ爲ニ、其ノ

地ニ住スル者ハ、市町村稅ヲ納ム。尚、之ヲ以テ、市役所、町村役場、市町村會、市町村立學校等ノ用ヲ辨ズルナリ。

是等ノ諸稅ハ、皆、公共ノ利益ヲ圖リ、國家ノ繁榮ヲ保ツニ、缺クベカラザル費用ナレバ、之ヲ納ムルハ、國民タルモノ、本分ナリ。

第二十課 兵制

兵制には、海軍と陸軍との別あり。海軍にて

は、全國を、五海軍區に分つ。陸軍にては、十二師團を置き、東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本、札幌、弘前、金澤、姫路、丸龜、小倉等に、師團司令部を設く。又、別に、近衛師團あり。

師團は、歩兵二旅團と、騎兵、砲兵、工兵、及、輜重兵等にて編制す。歩兵一旅團は、二聯隊にして、一聯隊は、三大隊、一大隊は、四中隊、一中隊は、三小隊なり。各師團の砲兵は、皆、聯隊編制

にして、騎兵、工兵、輜重兵ハ、大隊の編制なり。

砲兵を分ちて、野戰砲兵、及、要塞砲兵とす。

我が國乃男子は、満十七歳にして、國民兵に入り、満二十歳にして、身體検査を受け、合格者は、抽籤法により、當籤者、現役に服し、餘は、皆、補充役に服す。現役終れば、豫備役に入り、豫備役終れば、後備役に入り、後備役終れば、再、國民兵役に復し、満四十歳にして、全く、兵

役を終ふ。

陸軍の現役は、満三年間、兵營に居らしめ、豫備役は、四年四箇月間にて、毎年、一度、六十日以内、勤務演習として入營せしむ。又、毎年一度づゝ、簡閱點呼を行ふ。後備役ハ、五年間にして、豫備役と略同様の務に服せしむ。海軍の現役は、四年間にして、豫備役は、三年間にり。又、陸軍の第一補充役ハ、七年四箇月間にり。又、陸軍の第二補充役ハ、一年四箇月間なり。海軍の補充役ハ、一箇年を以て、限とす。現役兵、もし缺くる時ハ、補充役の中より採りて、缺を補ふべき成規なり。

現役、及、豫備役を常備兵役といふ。戦時、先事に當るは、現役兵にして、豫備兵、後備兵と、次第を逐ひて徵集す。尚、もし足らざるときは、國民兵も、皆、護國の務に當るなり。

卷之三

六十八

文法 有り、居りトイフ動詞ハ、語尾ら、り、る、れト
變化シ、其ノ狀、四段活用ニ似タレド、りニ
テ、切ル、ガ異ナリ。之ヲ、良行變格トイフ。

第二十一課 黃海の戰

明治廿七年八月十六日、我が陸軍が平壌の敵を撃ち破りし夕暮、吉野を旗艦としたる四隻の第一遊撃艦隊と、松嶋を旗艦とし、赤城、西京丸の二艦を隨へたる、六隻の本艦隊とは、敵の所在を求めんとて、大同江を發し

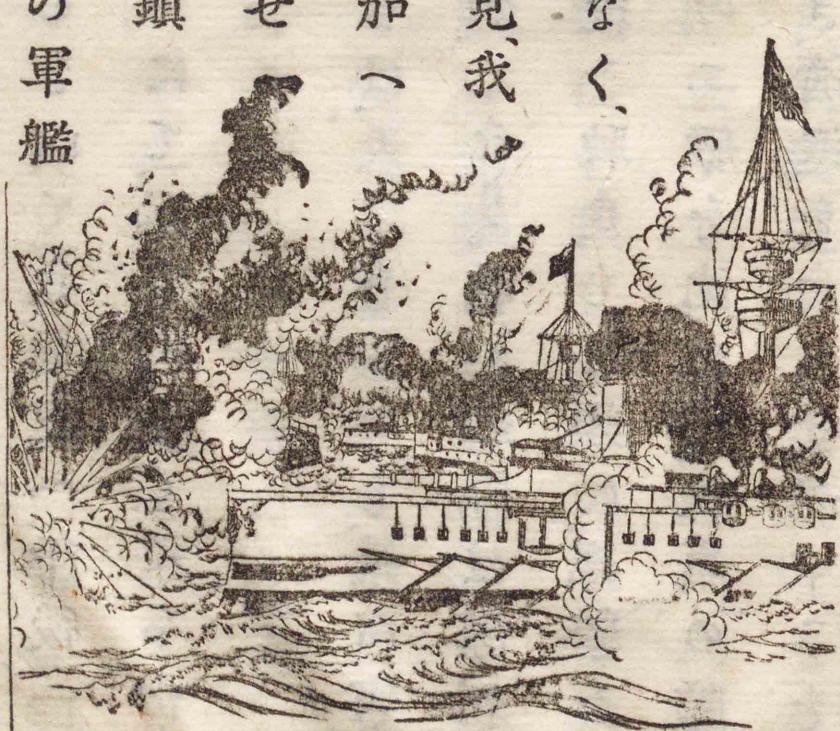
て、黃海沖に進航
せり。

翌日、遙に、幾條となく、

細き烟の揚るを見、我が艦隊は速力を加へ

て、眞一文字に駄せ
寄れば、敵は、定遠、鎮

遠を初め、十二隻の軍艦



と、六隻の水雷艇とを以て、我を迎へ、午後一時には、海洋嶋の沖にて、双方劇しく撃ち出だせり。

轟き渡る大砲の響は、天地を動かし、飛び来る弾丸は、雨霰の如くなり。我が艦隊は、隊列を亂さず、敵の周邊を駆走して、頻に、砲撃を加へ、先揚威、超勇の二艦を沈めて、敵軍の膽を破り、定遠を焼き、濟遠を走らせ、逃ぐるを

追ひて、經遠を沈め、又、致遠をも沈没せしめたり。劇戦、五時間に亘りて、旗艦松嶋は、大傷を受け、西京丸は、舵機を損じて、敵の水雷艇に襲はれ、赤城、比叡の兩艦は、敵に圍まれて危急なりしかども、皆、能く奮戦して、忠勇無比の名を著し、終に、全勝の譽を得たり。

第二十二課 軍人への勅諭(二)

我國の軍隊は、世々、天皇の統率し給ふ所

にそある。昔、神武天皇、躬つから、大伴、物部の兵ともを率ゐ、中國のまつろはぬものと
もを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて、
天下しろしめし給ひしより、二千五百有餘
年を経ぬ。此間、世の様の移り換るに隨ひて、
兵制の沿革も、亦、屢なりき。古は、天皇、躬つ
から、軍隊を率ゐ給ふ御制にて、時ありては、
皇后、皇太子の代らせ給ふ事もありつれど、

大凡、兵權を、臣下に委ね給ふことはなかり
き。中世に至りて、文武の制度、皆、唐國風に倣
はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防
人など設けられしかば、兵制は、整ひたれと
も、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も、漸
く、文弱に流れければ、兵農、たのつから、ニに
分れ、古の徵兵は、いつとなく、壯兵の姿に變
り、遂に、武士となり、兵馬の權は、一向に、其武

士との棟梁たるものに歸し、世の亂と共に、政治の大權も亦其手に落ち、凡て七百年の間、武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて、斯なれるは、人力もて挽回すべきにあらすとはいひながら、且は、我國體に戻り、且は、我祖宗の御制に背き奉り、淺間敷次第なりき。降りて、弘化嘉永の頃より、徳川の幕府、其政衰へ、剩、外國の事とも起りて、其侮りを

も受けぬへき勢に迫りければ、朕か皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、いたく宸襟を惱し給ひしこそ、辱くも、亦惶けれ。然るに、朕、幼くして、天津日嗣を受けし初、征夷大將軍、其政權を返上し、大名、小名、其版籍を奉還し、年を経すして、海内一統の世となり、古の制度に復しぬ。是、文武の忠臣良弼ありて、朕を輔翼せる功績なり。歴世祖宗の、専、蒼生を憐み

給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の、
其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れ
るか故にこそあれ。されば此時に於て兵制
を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年
か程に海陸軍の制をは今の様に建定めぬ。
夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司
司をこそ臣下には任すなれ。其大綱は朕親
之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあら

す。子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天
子は文武の大權を掌握するの義を存して、
再中世以降の如き失體なからんことを望
むなり。朕は汝等軍人の大元帥なるそ。され
ば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首
と仰きてそ其親は特に深かるへき。朕が國
家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に
報いまゐらする事を得るも得さるも汝等、

軍人か、其職を盡すと、盡さるどに由るそ
かし。我國の稜威振はざることあらは、汝等、
能く、朕と、憂を共にせよ。我武維揚りて、其榮
を耀さは、朕、汝等と、其譽を俱にするべし。汝等、
皆、其職を守り、朕と、一心になりて、力を、國家
の保護に盡さは、我國の蒼生ハ、永く、太平の
福を受け、我國の威烈ハ、大に、世界の光華と
もありぬへし。朕、斯も、深く、汝等軍人に望む

なれば、猶、訓諭すへき事こそあれ。いてや、之
を、左に述へむ。

第二十三課 軍人への勅諭(三)

一、軍人ハ、忠節を盡すを、本分とすへし。凡、
生を、我國に稟くるもの、誰かは、國に報ゆる
の心なかるへき。況して、軍人たらんものハ、
此心の固からてい、物の用に立ち得へしと
も思はれす。軍人にして、報國の心堅固なら

さるは、如何程、技藝に熟し、學術に長するも、猶、偶人にひとしかるへし。其隊伍も整ひ、節制も正くとも、忠節を存せざる軍隊ハ、事に臨みて、烏合の衆に同しかるへし。國家を保護し、國權を維持するは、兵力に在れば、兵力の消長は、是、國運の盛衰なることを辨ヨミへ、世論に惑はす、政治に拘らす、只々、一途に、己か本分の忠節を守り、義は、山嶽よりも重く、死

は、鴻毛よりも軽しと覺悟せよ。其操を破り、不覺を取り、汚名を受くるなれ。

一、軍人は、禮義を正くすへし。凡、軍人には、上、元帥より、下、一卒に至るまで、其間に、官職の階級ありて統屬するのみならず、同列、同級とても、停年に、新舊あれは、新任のものハ、舊任のものに服従すべきものそ。下級のものは、上官の命を承ること、實は、眞に、朕か命

を承る義なりと心得よ。己か隸屬する所にあらすとも、上級のものは勿論、停年の、己より舊きものに對しては、總て、敬禮を盡すへし。又、上級のものは、下級のものに向ひ、聊も、輕侮驕傲の振舞あるへからず。公務の爲に、威嚴を主とする時は、格別なれども、其外は、務めて、懇に取扱ひ、慈愛を、專一と心掛け、上下一致して、王事に勤勞せよ。若、軍人たるものに一致して、王事に勤勞せよ。若、軍人たるものにして、禮義を紊り、上を敬はず、下を惠まずして、一致の和諧を失ひたらんには、啻に、軍隊の蠹毒トトコたるのみかは。國家の爲にも、ゆるし難き罪人ふるへし。

一、軍人は、武勇を尚ふへし。夫、武勇は、我國にては、古より、いとも貴へる所なれば、我國の臣民たらんもの、武勇なくては叶ふまし。況して、軍人は、戰に臨み、敵に當るの職なれ

は、片時も、武勇を忘れてよかるへきか。さはあれ、武勇には、大勇あり、小勇ありて、同しからす。血氣にはやり、粗暴の振舞などせんは、武勇とは謂ひ難し。軍人たらんものは、常に、能く、義理を辨へ、能く、膽力を練り、思慮を殲して、事を謀るへし。小敵たりとも侮らす、大敵たりとも懼れず、己か武職を盡さむこそ、誠の大勇にはあれ。されば、武勇を尚ふもの

は、常々、人に接るには、溫和を、第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて、猛威を振ひたらば、果は、世人も忌嫌ひて、豺狼などの如く思ひなむ。心すべきことにこそ。

第二十四課 軍人への勅諭（三）

一、軍人は、信義を重んすへし。凡、信義を守ること、常の道にはあれど、わきて、軍人は、信

義なくては、一日も、隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし。信とは、己か言を踐行ひ、信義とは、己か分を盡すをいふなり。されば、信義を盡さんと思はゝ始より、其事の成し得一きか得へからざるかを、審に思考すへし。朧氣なる事を、假初に諾ひて、よしなき關係を結ひ、後に至りて、信義を立てんとすれば、進退谷キヨコニりて、身の措き所に苦むことあり。悔

ゆとも、其詮なし。始に、能々、事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は、所詮踐むへからずと知り、其義は、とても守るへからずと悟りふは、速に止ることよけれ。古より、或は、小節の信義を立てんとて、大綱の順逆を誤り、或は、公道の理非に蹈迷ひて、私情の信義を守り、あたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ、身を滅し、屍の上の汚名を、後世まで遺せること、其例渺

からぬものを、深く警めてやはあるべき。

一、軍人は、質素を旨とする。凡、質素を旨とせされは、文弱に流れ、輕薄に趨り、驕奢華靡の風を好み、遂には、貪汚に陥りて、志も、無下に、賤くなり、節操も、武勇も、其甲斐なく、他人に、爪はしきせらるゝ迄に至りぬる。其身生涯の不幸なりといふも、中々愚なり。此風、一たび、軍人の間に起りては、彼の傳染病

の如く蔓延し、士風も、兵氣も、頓に衰へぬへきこと明ふり。朕、深く、之を懼れて、曩に、免黜條例を施行し、略、此事を諒め置きつれど、猶も、其惡習の出てんことを憂ひて、心安からねは、故に、又、之を訓ふる所かし。汝等軍人、ゆめ、此訓誡を、等閑にな思ひそ。

右の五ヶ條は、軍人たらんもの暫も、忽にすへからず。さて、之を行はんには、一の誠心を

そ大切なれ。抑、此の五ヶ條は、我軍人の精神にして、一の誠心は、又、五ヶ條の精神なり。心誠ならされば、如何なる嘉言も、善行も、皆、うはへの裝飾にて、何の用にかは立つべき。心たに誠あれは、何事も成るものそかし。況してや。此五ヶ條は、天地の公道、人倫の常經ふり。行ひ易く、守り易し。汝等軍人、能く、朕か訓に遵ひて、此道を守り行ひ、國に報ゆるの務

を盡さは、日本國の蒼生、舉りて、之を悦ひなん。朕一人の懌のみならんや。(明治十五年一月四日勅諭)

文法 守る、交るハ、四段活用、悔ゆ、報ゆハ、上二段、
辯へ、考へハ、下二段、見、射ハ、上一段、あれど、
あらんノあれ、あらハ、良行變格、すべし、す
ればノす、すれハ、佐行變格ノ動詞ナリ。

第二十五課 草一もと

草ひとものを うゝるにも
養ひたつる そのすべよ

そのもとすゑれ あるぞかし

枝葉はすゑぞ ねはもとぞ

先そのもとを かためての

後こそすゑを しげるなま

根を肥さずば いかでかい

願ふはなみを むすぶべれ

高等小學讀本卷之四 終

(三村安臣)

明治三十一年十一月一日印
明治三十一年十一月五日發行
明治三十三年一月一日修正再版印刷
明治三十三年一月四日修正再版發行

定價	
卷ノ一	金貳拾錢
卷ノ二	金貳拾錢
卷ノ三	金貳拾錢
卷ノ四	金貳拾錢
全八冊	金壹圓七拾錢

(高等小學讀本與附)



發行者 印刷者 著者 権利有者
西國河本龜之助
社光

東京市京橋區築地二丁目二十一番地
(電話新橋八十八番)

八幡高等小學校

冲野義太郎